

別表第1(第3条及び第4条及び第10条関係)

区分	品目	対象者及び 障がい程度	性能	耐用 年数	基準額(月額)
介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝 台	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上のもの (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	腕, 脚等の訓練のできる器具を付帯し, 原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円×購入数
	特殊マ ット	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害1級。(常時介護を要する者に限る。)児童にあつては, 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度であるもの及び上記障がいの程度を有しているもので, 原則として3歳以上のもの (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円×購入数
	特殊尿 器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害1級。(常時介護を要する者に限る。)児童にあつては, 原則として学齢児以上のもの (2) 自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので, 障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円×購入数
	入浴担 架	下肢又は体幹機能障害2級以上。(入浴に当たって, 家族等他人の介助を要する者に限る。)児童にあつては, 原則として3歳以上のもの	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円×購入数

	体位変換器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上。(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。) 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000 円×購入数
	移動用リフト	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者(児)。児童にあつては、原則として 3 歳以上のもの (2) 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	介助者が障がい者等を移動させるにあつて、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000 円×購入数
	訓練椅子(児童のみ)	下肢又は体幹機能障害が 1 級又は 2 級であり、原則として 3 歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100 円×購入数
	訓練用ベッド	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害が 1 級又は 2 級であり、原則として学齢児以上のもの (2) 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200 円×購入数
自立生活支援用具	入浴補助用具	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障がい者であつて、入浴に介助を必要とする者(児)。児童にあつては、原則として 3 歳以上のもの (2) 入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000 円×購入数
	便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの (2) 常時介護を要する難病患者等	障がい者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450 円×購入数

T字状・棒状のつえ	下肢機能又は内部に障がいを有し、歩行障害を有する者(児)	障がい者等が容易に使用し得るもの	2年	2,266円×購入数(※主体-木材 外装-ニス塗装) 3,090円×購入数(※主体-軽金属 外装-塗装なし)
移動・移乗支援用具	次の各号のいずれかに該当する者 (1)平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(児)。児童にあっては、原則として3歳以上のもの (2)下肢が不自由な難病患者等	おおむね、次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円×購入数
頭部保護帽	平衡機能、下肢・体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	15,656円×購入数(スポンジ、革を主材料に製作) 37,852円×購入数(スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作)
特殊便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1)上肢障害2級以上。児童にあっては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び上記障がいの程度を有しているもので、原則として学齢児以上のもの	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円×購入数

	(2) 上肢機能に障がいのある難病患者等			
火災警報器	障がい者にあつては、障害等級2級以上。(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)障がい児にあつては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度であるもの及び上記障がいの程度を有しているもの。(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円×購入数(ただし、1世帯につき2台を限度とする。)
自動消火器	次の各号のいずれかに該当する者 (1)障がい者にあつては、障害等級2級以上。(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)障がい児にあつては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度であるもの及び上記障がいの程度を有しているもの。(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。) (2)火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円×購入数
電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度であるものであつて18歳以上のもの	視覚障がい者及び知的障がい児・者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円×購入数

	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10年	7,000円×購入数
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級。(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円×購入数
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者。児童にあつては、腎臓機能障害3級以上で原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円×購入数
	ネブライザー(吸入器)	次の各号のいずれかに該当する者 (1)呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい者(児)であつて、必要と認められる者(児)。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの (2)呼吸器機能に障がいのある難病患者等	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000円×購入数
	電気式たん吸引器	次の各号のいずれかに該当する者 (1)呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい者(児)であつて、必要と認められる者(児)。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの (2)呼吸器機能に障がいのある難病患者等	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400円×購入数
	吸引・吸入両用器	次の各号のいずれかに該当する者 (1)呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい者(児)であつて、必要と認められる者(児)。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの (2)呼吸器機能に障がいのある難病患者等	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年	92,400円×購入数

	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円×購入数
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上。(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。(当該児童の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	9,000円×購入数
	盲人用体重計	視覚障害2級以上。(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円×購入数
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器を装着している呼吸器機能に障がいのある難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円×購入数
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障がいを有する者(児)。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円×購入数
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢不自由2級以上の者(児)	情報機器(パーソナルコンピュータ)の使用のために必要となる周辺機器及びソフト	6年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者(原則として視覚障害者2級以上かつ聴覚障害2級)の障がい者であつて、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円×購入数

点字器	視覚障がい者(児)であって、必要と認められる者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	7年(標準型) 5年(携帯用)	標準型 10,712円×購入数(32マス18行, 両面書真鍮板製) 6,798円×購入数(32マス18行, 両面書プラスチック製) 携帯用 7,416円×購入数(32マス4行, 片面書アルミニウム製)1,699円×購入数(32マス12行, 片面書プラスチック製)
点字タイプライター	視覚障害2級以上。(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障がい者(児)が容易に使用・操作し得るもの	5年	63,100円×購入数
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	A 録音再生機 85,000円×購入数 B 再生専用機 35,000円×購入数
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害者2級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	99,800円×購入数
視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい者(児)であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者(児)。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円×購入数

盲人用時計	視覚障害者2級以上。(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	A 解読時計 10,300円×購入数 B 音声時計 13,300円×購入数
聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい者(児)又は発声・発語に著しい障がいをもつものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(児)。児童にあっては、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者(児)が容易に使用できるもの	5年	71,000円×購入数
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者(児)	字幕及び手話通訳付の聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円×購入数
人工喉頭	喉頭摘出者	障がい者が容易に使用し得るもの	4年(笛式) 5年(電動式)	5,150円×購入数(笛式) 72,203円×購入数(電動式)
福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者及びファックス被貸与者。(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)	障がい者が容易に使用し得るもの	—	
ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認め	障がい者が容易に使用し得るもの	—	



		られる者。(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)			
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障がい者(児)。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	1,030,000円×設置台数
	点字図書	主に、情報の入手を点字によつてしている視覚障がい者(児)	点字により作成された図書		町長が必要と認めた額
排泄管理支援用具	ストーマ装具・紙おむつ等	ストーマ造設者、神経障害による高度の排せつ機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による脳原性運動機能障害を有する者(児)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	—	8,858円×購入数(消化器系)11,639円×購入数(尿路系)12,000円×購入数(紙おむつ)
	収尿器	排尿障害を有する者(児)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	—	男性用7,931円×購入数(普通型)5,871円×購入数(簡易型)女性用8,755円×購入数(普通型)6,077円×購入数(簡易型)
	排せつ管理支援用具	排せつ障害を有し、必要と認められる者(児)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	—	町長が必要と認めた額

住宅改修費	居宅生活動作補助用具	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 肢体，体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者(児)であって障害等級3級以上の者。(ただし，特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者。)児童にあつては，原則として学齢児以上のもの</p> <p>(2) 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等</p>	障がい者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000 円
-------	------------	---	------------------------------------	---	-----------